

## 令和 8 年度大江町創業支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 町内の商業等の振興と活性化を図るため、新たに事業経営を開始するとき及び第二創業するときに資金面で支援することを目的に、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和 56 年 3 月 23 日規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助事業者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本補助金申請時点で創業開始前であり、かつ、3 年以上継続して事業経営できる者
- (2) 町内に住所及び事業所を有する個人、団体、個人事業主、法人（法人は代表者が町外に住所を有する場合でも対象とする）又は、当該事業完了日までに町内に住所を異動する個人、団体、個人事業主
- (3) 代表者は成人であること。未成年である場合は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に記載する申請者署名欄へ保護者の記名及び押印を必要とする
- (4) 許認可等を必要とする業種の経営開始にあつては、当該許認可等を受けている者
- (5) 大江町商工会会員、又は当該補助金の交付決定後に大江町商工会へ加入することができる者
- (6) 大江町商工会から創業に関する指導を 3 回以上受けた者
- (7) 暴力団等の反社会勢力である者、又は反社会勢力と関係を有している者、反社会勢力から出資等の資金提供を受けている者でない者（暴力団等の定義については「大江町暴力団排除条例第 2 条」に準ずる）
- (8) 町税等を完納していること
- (9) 過去に本補助金の使用実績がある個人、個人事業主、団体、法人ではない者

### (補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 新規創業 新たに事業経営を開始する場合
  - (2) 第二創業 現在行っている事業とは異なる分類の事業（事業分類を「日本標準産業分類大分類」に準ずる）を開始する場合
- 2 対象事業の業種は、製造業、鉱業、建設業、卸売業、小売業、運輸業、飲食・宿泊業、サービス業、医療・福祉業、情報通信業、不動産業、その他の産業等山形県商工業振興資金の融資の対象となる業種のうち、別表 1 に記載する業種以外の業種とする。

- 3 町の他の制度により補助金等の交付を受ける事業については補助金の交付の対象としない。
- 4 令和 8 年度大江町商売繁盛創出支援事業補助金と本補助金を併用することはできない。
- 5 各対象事業における交付の回数の上限は、いずれかの事業 1 回のみとする。
- 6 創業後、本事業のみで月々の売上高 20 万円以上を目標とするもの。
- 7 事業完了後の事業計画を明確化し、収益化する道筋が検討されているもの。

#### (補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、経営開始に要する経費のうち、別表 2 に該当するものとする。ただし、補助対象経費には消費税額又は地方消費税額に相当する額は含めないものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、国や県が助成する他の補助金等と重複する経費は補助対象経費としない。

#### (補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、新規創業の場合は補助対象経費の 3 分の 2 以内の額とし、第二創業の場合は 2 分の 1 以内の額とする。交付限度額は 100 万円とする。ただし、若者（45 歳未満）の場合は交付限度額を 150 万円とする。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 この補助金は同一補助事業者に対して 1 回に限り交付する。

#### (交付申請)

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付の申請をするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に掲げる書類を添付の上、別に定める日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画及び収支予算書（様式第 1 号付表）
- (2) 補助対象経費の内容が分かる書類（見積書及びカタログ等）
- (3) 家賃補助を適用する事業にあつては、賃貸借を証する書類
- (4) 経営カルテ（大江町商工会で発行したもの）
- (5) 納税証明書（町外に住所を有する者の場合）
- (6) 身分証明書の写し（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）※未成年者の場合、保護者の身分証明書の写しも必要とする
- (7) 許認可等を必要とするものの許可されたことを証明する書類（許可されていない場合は、実績報告時点で許可されたことを証明する書類を添付することとする）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は前条の規定による交付の申請があった場合は、令和8年度大江町商工業補助金審査会に諮るものとする。

2 前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、交付申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(事業の変更等)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める、別に定める軽微な変更とは次に掲げる変更で補助金額の増額を伴わない変更とする。

(1) 補助対象経費の10分の3以内の増減

(2) 事業の目的の達成に支障を来すことがない微細の変更

2 補助事業者は前項第1号及び第2号以外の変更をしようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の増額は認めない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業を完了したときは、実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、令和9年3月12日までに、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績及び収支決算書(様式第3号附表)

(2) 補助対象経費の支払いを証する書類(領収書、請求書等)

(3) 施行前、施行状況、施行後の写真

(4) 申請時点で許認可等の取得を証明できない場合、許認可等を取得したことを証明する書類

(5) 大江町商工会加入許可証の写し(既に会員である者を除く)

(6) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し(個人事業の場合)

(7) 履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)

(8) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。ただし、町長は補助事業者から請求があった場合、交付決定した補助金額の10分の3以内の額を概算払いとして交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第 11 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、事業所の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- イ 規則又はこの要綱に違反したとき。
- ロ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- ハ 補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ニ 故意又は重大な過失により事業を廃止したとき。

(2) 半額の返還

- イ 事業の完了後、事業計画と比較して3ヵ年の各年度において売上額が20%以上減少したとき。

(財産の管理等)

第 12 条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(留意事項)

第 13 条 町長は、補助事業者から了承を得た上で、事業の概要を公表する場合がある。

2 補助対象事業の完了後は事業化に努めることとし、事業完了後の翌年度から起算して3年間、事業化の状況（売上高及び経営状況、製品化の状況等）を経営状況報告書（様式第4号）及び収支状況報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。この場合、事業の状況によっては補助金の返還をさせる場合がある。

(1) 1年間の売上高が分かる資料（決算書等）

(2) その他町長が必要と認める書類

3 事業所を町外へ移転する場合及び休業する場合、廃止する場合は、事前に町長へ協議しなければならない。この場合、補助金の返還となる場合がある。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。